

令和6年度

自動車検査員研修資料



国土交通省

中国運輸局島根運輸支局

【目 次】

1. 自動車整備事業に係る統計資料	1
2. 保安基準適合証の記載例について	2
3. 指定工場の点検・整備・検査に係る法令根拠と 指定整備記録簿の関係	5
4. OBD点検、ODB検査、OBD確認について	8
5. 電子車検証の取扱いについて	9

1. 自動車整備事業に係る統計資料

指定工場数の推移（中国運輸局管内）

各年度末現在

県別	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
島根	290	292	292	291	294	293	291	294	297	295	293	292	287	282
広島	731	738	746	752	765	761	762	772	769	773	779	790	792	786
鳥取	198	198	196	196	194	193	194	192	190	190	191	193	196	197
岡山	685	687	687	687	691	692	701	710	714	722	727	726	730	735
山口	459	464	473	479	484	480	478	476	476	474	474	477	478	477
合計	2,363	2,379	2,394	2,405	2,428	2,419	2,426	2,444	2,446	2,454	2,464	2,478	2,483	2,477

認証工場及び指定工場数の推移（島根県）

各年度末現在

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認証工場	597	596	597	598	593	586	581	584	581	593
指定工場	294	293	291	294	297	295	293	292	287	282
指定化率(%)	49.2	49.2	48.7	49.2	50.1	50.3	50.4	50.0	49.4	47.6

自動車検査員及び整備主任者の選任者数の推移（島根県）

各年度末現在

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
整備主任者	1,875	1,855	1,847	1,828	1,824	1,817	1,785	1,724	1,746	1,751
自動車検査員	964	983	975	982	994	998	996	999	991	1,009

2. 保安基準適合証(紙)の記載例(継続検査の場合)

該当箇所に○をするか＝で消す

適合証交付番号は暦年で1からの一連番号を記載
(ナンバリングでも可)

指定番号を記入(ゴム印可)

指定番号	島-000-3457
------	------------

事業者名と事業場名及び所在地を記入(ゴム印可)
事業場印を押印する。

自署、押印する。

自動車検査証の記載内容を転記する。
※住所が島根県にあっては、島根県内で申請する場合
に限り「島根県」を省略できる。(紙申請に限る)

最終の検査申請日	令和 6 年 8 月 10 日
証明書番号	元号記載する。 A-12345
保険会社	島根
	B-12345
	馬潟
	C-12345
	運輸
走行距離計表示値	355 00 km mile

定期点検記録簿の表示値を記載(100km未満切り捨て)
(表示がマイルの場合はmileを○で囲むこと)
大型特殊、セミトレーラ等記載が不要なものは「-」を記載

保険証が2枚以上にわたる際は、最初の保険証の始
期から最新の保険証の終期を転記する。

〔記載上の注意事項〕

1. 検査年月日及び検査員名の訂正をしないこと。
2. 前記1. 以外の記載事項を訂正したときは、訂正箇所に事業場印を押印すること。
3. 保安基準適合標章(表面)の有効期間が満了する日を訂正したものでないこと。
4. 保安基準適合証の訂正に伴う保安基準適合標章(裏面)の訂正については、前記2を準用する。
5. 適合標章を交付しない場合は、当該適合標章の表面を朱抹したうえ、適合証綴りから切り離すことなく保存しておくこと。
6. 適合証又は適合標章を書損した場合は、適合証及び適合標章の記載面を朱抹したうえ、適合証綴りから切り離し廃棄することなく保存しておくこと。
7. 適合証控及び交付しない適合標章には検査員印及び事業場印を押印しないこと。
8. 記入しない欄は斜線をひくこと。

保 保安基準適合証(控) 限 限定保安基準適合証(控)			
番号123	令和 6 年 8 月 2 日交付		
指定自動車整備事業者の氏名又は名称	〇〇自動車株式会社 〇〇自動車株式会社△△工場 島根県〇〇市〇〇町〇〇番地		
事業場の名称及び所在地	印		
保 次の自動車 限 次の自動車の整備に係る部分	が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。		
検査の年月日	令和 6 年 8 月 1 日		
自動車検査員の氏名	運輸 太郎		
	印		
自動車登録番号又は車両番号	島根599す1234		
車台番号	ABC100-1234567		
使用者	氏名又は名称	国土 交太郎	
	住所	島根県松江市馬潟町43-3	
乗車定員	5 人	最大積載量	kg
用途	乗用	車両総重量	1555 kg
保険期間	令和 4 年 8 月 10 日から 令和 8 年 8 月 10 日まで		

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。

注2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

2. 保安基準適合証(紙)の訂正方法について



保安基準適合証 (控)
限定保安基準適合証 (控)

番号 123

令和 6年 8月 2日 交付

指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地	○○自動車株式会社 ○○自動車株式会社△△工場 島根県○○市○○町○○番地			印
次の自動車 次の自動車の整備に係る部分 検査の年月日 自動車検査員の氏名	が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 令和 6年 8月 1日 運輸 太郎			印
自動車登録番号又は車両番号	島根599す1234			
車台番号	ABC100-1234567			
使用者	氏名又は名称	国土 交太郎		
	住所	島根県松江市馬潟町43-3		
乗車定員	5人	最大積載量		kg
用途	乗用	車両総重量	1655	kg
		1555		
保険期間	令和 4年 8月 10日から 令和 8年 8月 10日まで			

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。

注2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

指定番号	島-000-3457
------	------------

訂正方法 (通常の場合)



他の文字にかからないように訂正印を押印する。訂正箇所複数あればそれぞれに押印必要。

最終の検査申請日	令和 6年 8月 10日
----------	--------------

証明書番号	保険会社
A-12345	島根
B-12345	馬潟
C-12345	運輸

走行距離計表示値	355 00 km	mile
----------	-----------	------

2. 保安基準適合証(紙)の訂正方法について

 保安基準適合証 (控) 限定保安基準適合証 (控)			
番号 123	令和 6 年 8 月 2 日交付		
指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地	○○自動車株式会社 ○○自動車株式会社△△工場 島根県○○市○○町○○番地 <div style="text-align: right; border: 1px solid red; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-top: 5px;">印</div>		
 次の自動車 次の自動車の整備に係る部分 検査の年月日 自動車検査員の氏名	が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 令和 6 年 8 月 1 日 運輸 太郎 <div style="text-align: right; border: 1px solid red; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-top: 5px;">印</div>		
自動車登録番号又は車両番号	島根599す1234		
車台番号	ABC100-1234567		
使用者	氏名又は名称	国土 交太郎	
	住所	島根県松江市馬潟町43-3	
乗車定員	5 人	最大積載量	kg
用途	乗用	車両総重量	1555 kg
保険期間	令和 4 年 8 月 10 日から 令和 8 年 8 月 10 日まで		

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。

2. ※訂正印の押印は必要ありません こと。

指定番号	島-000-3457
------	------------

右側余白を利用した場合の訂正方法
 (枠内に記載が出来ない場合)
 二重線により抹消し**枠外に訂正の項目**(例の場合は「乗車定員」「車両総重量」訂正) **及び訂正内容**
 (4人、1650kg) **を記載した上で事業場印を押印する。**

最終の検査申請日	令和 6 年 8 月 10 日
証明書番号	保険会社
A-12345	島根
B-12345	馬潟
C-12345	運輸
走行距離計表示値	355 00 km mile

乗車定員訂正 4人
 車両総重量訂正 1650kg

印

※訂正箇所複数あっても押印1個でよい。

3. 指定工場の点検・整備・検査に係る法的根拠と指定整備記録簿の関係

(保安基準適合証等)

車両法第94条の5 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)を国土交通省令で定める技術上の基準(指定規則第6条)により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章(第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証)を依頼者に交付しなければならない。(以下略)

4 第1項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令(指定規則第8条第1項)で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令(指定規則第8条第2項)で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令(指定規則第8条第3項)で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

(点検の基準)

指定規則第6条 法第94条の5第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)～(3)略

(4) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車にあつては、次に掲げる点検

イ 自動車点検基準別表第6に定めるすべての点検

指定整備記録簿 (指定整備記録簿) の点検結果及び整備の概要。項目にはエンジン・ルーム点検、室内点検、下廻り点検、その他点検整備項目などが含まれている。

□ 主として砂利道等舗装されていない道路において運行する等使用の状況が特殊であるため、イに掲げる点検のみによっては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、別表第5に掲げる点検のうち、その判断のために必要な点検

別表第5に定める点検 記載例
シビアコンディションによる点検

特殊な構造装置の点検 記載例
メーカーが指定している点検

別表第5 (第6条関係)

ハ 無段変速装置、電気装置の断続器等特殊な構造及び装置を有するため、イに掲げる点検のみによっては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、当該特殊な構造及び装置に関してその判断のために必要な点検

点検箇所	点検内容	
かじ取り装置	ギヤ・ボックス	機能
	ナックル又はかじ取り車輪	旋回動作
制動装置	倍力装置	機能
走行装置	リム又はディスク・ホイール	損傷
緩衝装置	シャシばね又はショックアブソーバー	緩衝能力
動力伝達装置	クラッチ、トランスミッション又はトランスファ	断続機構、変速機構又は動力配分機構の機能
	プロペラ・シャフト又はドライブシャフト	回転時の状態
原 動 機	運転状態	

(検査等の基準)

指定規則第8条 法第94条の5第4項前段の国土交通省令で定める基準(法第94条の5の2第3項において準用する場合を含む。)は、別表第2に定めるものとする。

別表第2 (検査の基準) (第8条関係)

検査の実施の方法	
1 構造に関する検査	イ 次に掲げる事項が当該自動車検査証、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の記載事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により検査するものとする。 (1) 長さ、幅及び高さ (2) 車両重量及び車両総重量 ロ 次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 (1) 最低地上高(2) 最大安定傾斜角度(3) 最小回転半径
2 装置に関する検査(その1)	次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)及び(6)から(8)及び(9)までに掲げる事項については、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。

(1) かじり車輪の整列状態	サイドスリップ・テスト
(2) 制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスト
(3) 自動車が発する騒音の大きさ	音量計
(4) 自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器
(5) 自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器
(6) 自動車から排出される排出物の黒煙の汚染度	黒煙測定器
(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ
(8) 自動車から排出される排出物の汚染度	前照灯試験機
(9) 警告器の音の大きさ	音量計
(10) 速度計の指度の誤差	速度計試験機
(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度計試験機
(12) 車載式故障診断装置の診断の結果	検査用スキャンツール

2 法第94条の5第4項後段の国土交通省令で定める技術上の基準は、第6条の点検に別表第2の1の項及び2の項に定める方法に準じて行う点検を加えたものとする。

3 自動車検査員が、前項の基準により法第94条の5第1項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認められた部分は、その後実施された整備が当該部分の保安基準に適合している状態に影響を及ぼすものでなかつた場合に限り、同条第4項後段の規定により検査において保安基準に適合するものとみなす。

3 装置に関する検査(その2)	次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて検査するものとする。この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。 (1) 動力伝達装置 (2) 走行装置 (3) 操縦装置 (4) 制動装置 (5) 緩衝装置 (6) 燃料装置 (7) 車枠及び車体 (8) 連結装置 (9) 物品積載装置 (10) 内圧容器及びその附属装置
4 装置に関する検査(その3)	次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 (1) 原動機 (2) 電気装置 (3) 乗車装置 (4) 前面ガラスその他の窓ガラス (5) 騒音防止装置 (6) ばい煙等の発散防止装置 (7) 灯火装置及び反射器 (8) 警報装置 (9) 指示装置 (10) 視野を確保する装置 (11) 走行距離計その他の計器 (12) 防火装置 (13) 運行記録計 (14) 速度表示装置 (15) 自動運行装置

■検査機器等による検査											
制動力				前照灯				警音器			
前	右	N	軸重	左右差	N	取付高さ	右	左	cd	聴感・テスト	デンベル
前	左	N	kg	N/kg	N	cm			+	聴感・テスト	音
後	右	N	軸重	左右差	N	cm			km/h		デンベル
後	左	N	kg	N/kg	N	cm					C O
後	右	N	軸重	左右差	N	光	下・上	下・上	OBD検査結果	良・否	%
後	左	N	kg	N/kg	N	cm			良・否	タイヤの歪れ	H C
後	右	N	軸重	左右差	N	cm	左・右	左・右	良・否	4~2~特殊	
後	左	N	kg	N/kg	N	cm			サイド・スリップ	黒煙・粒子状物質	ppm
計		N	車両重量		N/kg	光	主×100	主×100	イン・アウト	視認・テスト	%
手動		N	kg		N/kg	度	副×100	副×100	mm		m'
走行テスト等の方法と結果											

■目視等による検査	
構造	① 最低地上高 ② 最大安定傾斜角度 ③ 最小回転半径
装置	① 原動機及び動力伝達装置 ② 走行装置 ③ 操縦装置 ④ 制動装置 ⑤ 緩衝装置 ⑥ 燃料装置及び電気装置 ⑦ 車枠及び車体 ⑧ 連結装置 ⑨ 乗車装置及び物品積載装置 ⑩ 前面ガラスその他の窓ガラス ⑪ 騒音防止装置 ⑫ ばい煙等の発散防止装置 ⑬ 灯火装置及び反射器 ⑭ 警報装置 ⑮ 指示装置 ⑯ 視野を確保する装置 ⑰ 走行距離計その他の計器 ⑱ 防火装置 ⑲ 内圧容器及びその附属装置 ⑳ その他

■自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合											
自動車の種類		用途		車体の形状		車名		型式		最大積載量	
普通・小型・軽	大特	自家用・業務用		長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	人	kg	その他
kg	kg	cm	cm	cm			種別	ガソリン・軽油 LPG・その他			

■依頼者の氏名等

受付年月日 年 月 日

依頼者の氏名又は名称及び住所

(備考) 整備実施者

受入実施者

(依頼者の依頼事項)

初度登録年月又は初度検査年月

検査の年月日

自動車検査員の氏名

保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号

保安基準適合標章交付




有・無

固定保安基準適合証の番号

指定整備記録簿（目視等の検査欄）参考資料

	目視等による検査	保安基準条項	
構造	① 最低地上高	第3条	最低地上高
	② 最大安定傾斜角度	第5条	安定性
	③ 最小回転半径	第6条	最小回転半径
装置	① 原動機及び動力伝達装置	第8条	原動機及び動力伝達装置
	② 走行装置	第9条	走行装置等
	③ 操縦装置	第10条～第11条の2	操縦装置・かじ取り装置・施錠装置等
	④ 制動装置	第12条～第13条	制動装置・牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置
	⑤ 緩衝装置	第14条	緩衝装置
	⑥ 燃料装置及び電気装置	第15条～第17条の2	燃料装置・発生炉ガスを燃料とする自動車の燃料装置・高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置・電気装置
	⑦ 車枠及び車体	第18条～第18条の2	車枠及び車体・巻き込み防止装置等
	⑧ 連結装置	第19条	連結装置
	⑨ 乗車装置及び物品積載装置	第20条～第28条	乗車装置・運転者席・座席・補助座席定員・座席ベルト等・頭部後傾抑止装置等・年少者用補助乗車装置等・通路・立席・乗降口・非常口・物品積載装置・高圧ガス運送装置
	⑩ 前面ガラスその他の窓ガラス	第29条	窓ガラス
	⑪ 騒音防止装置	第30条	騒音防止装置
	⑫ ばい煙等の発散防止装置	第31条	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置・窒素酸化物排出自動車等の特例
	⑬ 灯火装置及び反射器	第32条～第40条、 第41条の4～第41条の5 第42条	前照灯等・前部霧灯・側方照射灯・低速走行時側方照射灯・車幅灯・前部上側端灯・昼間走行灯・前部反射器・側方灯及び側方反射器・番号灯・尾灯・後部霧灯・駐車灯・後部上側端灯・後部反射器・大型後部反射器・再帰反射材・制動灯・補助制動灯・後退灯・緊急制動表示灯・後面衝突警告表示灯・その他の灯火等の制限
	⑭ 警報装置	第43条～第43条の10	警音器・非常信号用具・警告反射板・停止表示器材・盗難発生警報装置・車線逸脱警報装置・車両接近通報装置・事故自動緊急通報装置・側方衝突警報装置・車両後退通報装置
	⑮ 指示装置	第41条～第41条の3	方向指示器・補助方向指示器・非常点滅表示灯
	⑯ 視野を確保する装置	第44条～第45条	後写鏡等・後退時車両直後確認装置・窓ふき器等
	⑰ 走行距離計その他の計器	第46条～第46条の2	速度計等
	⑱ 防火装置	第47条	消火器
	⑲ 内圧容器及びその附属装置	第47条の2	内圧容器及びその附属装置
	⑳ 自動運行装置	第48条	自動運行装置
	㉑ その他	第46条の2 第48条の2～第52条	事故情報計測記録装置・運行記録計・速度表示装置・緊急自動車・道路維持作業用自動車・自主防犯活動用自動車・旅客自動車運送事業用自動車・ガス運送容器を備える自動車等・火薬類を運送する自動車・危険物を運送する自動車

4. 「OBD 点検」「OBD 検査」「OBD 確認」について

	OBD 点検	OBD 検査	OBD 確認(任意)
開始時期	令和 3 年 10 月 1 日	令和 6 年 10 月 1 日 (輸入車は令和 7 年 10 月 1 日)	令和 6 年 10 月 1 日 (輸入車は令和 7 年 10 月 1 日)
実施時期	1 年毎の点検時※3	完成検査時	実施義務なし
対象車両	OBD を備える自動車 (大特、被けん引車、二輪を除く)	令和 3 年 10 月 1 日 (輸入車:令和 4 年 10 月 1 日) 以降の新型車 (大特、被けん引車、二輪を除く)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>OBD検査が必要な自動車 に対し、次の目的で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 完成検査時以外での 適否の確認  ✓ 持込検査での省略  </div>
対象装置	下記の識別表示(警告灯) ・原動機、制動装置、ABS、エア バッグ  ・衝突被害軽減制動制御装置※4 ・自動命令型操舵機能※4 ・自動運行装置※4	・運転支援装置 (ABS、ESC、ブレーキアシスト、 自動ブレーキ、車両接近通報装置) ・自動運行装置 ・排ガス関係装置	
実施作業 又は 対象作業	整備用スキャンツールを用いて 点検又は識別表示(警告灯)を用 いて目視による点検※5 (メーカーの指示がある場合はその方 法)	検査用スキャンツールを用い て検査 (認定機器は(一社)日本自動 車機械工具協会の HP に掲載)	検査用スキャンツールを用い て確認 (認定機器は(一社)日本自動車 機械工具協会の HP に掲載)
備考	※3 記録簿に記載する  ※4 保安基準が適用される装置 に限る ※5 整備作業が発生せず、点検だ けならば、電子制御装置整備の認 証は不要	OBD 検査の通達の適用	OBD 検査の通達の適用

5. 電子車検証の取扱いについて

電子車検証で指定整備を行う際は、必ず「**車検証閲覧アプリ**」を使用してください

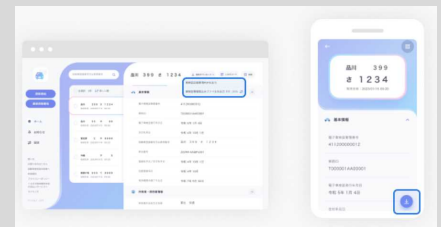
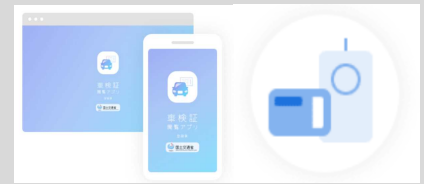
アプリのインストールはこちらから ▶



車検証閲覧アプリ(オンラインモード)を使用し、**電子車検証のICタグ**を読み取る



表示された 車検証情報 又は「**自動車検査証記録事項**」をPDF形式で表示(印刷可)により確認する



注意

電子車検証発行時や更新時に、支局から発行される「自動車検査証記録事項」では指定整備を行うことはできません

